

浜松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（卸売物品の相手方の明示及び引取り）</p> <p>第53条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額にその8パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）が前項の規定による仲卸業者又は売買参加者に対する卸売金額より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>	<p>（卸売物品の相手方の明示及び引取り）</p> <p>第53条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額にその8パーセント <u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のもの（以下「軽減対象外資産」という。）</u> にあつては、10パーセント）に相当する額を加えた金額をいう。以下第62条第1項を除き同じ。）が前項の規定による仲卸業者又は売買参加者に対する卸売金額より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>
<p>（卸売予定数量等の報告）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p>	<p>（卸売予定数量等の報告）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその8パーセント <u>（軽減対象外資産にあつては、10パーセント）</u> に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p>

(1)～(4) (略)

3 (略)

(仕切り及び送金)

第61条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8パーセントに相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第66条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の8パーセントに相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。以下同じ。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付の期日について委託者との特約がある場合の期日については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(仕切り及び送金)

第61条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この項において同じ。）、数量、軽減対象資産合計額（軽減対象資産に係る単価と数量の積の合計額をいう。以下この項において同じ。）、軽減対象外資産合計額（軽減対象外資産に係る単価と数量の積の合計額をいう。以下この項において同じ。）、軽減対象資産合計額にその8パーセントに相当する金額を加えた金額及び軽減対象外資産合計額にその10パーセントに相当する金額を加えた金額並びにこれらの合計額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第66条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、軽減対象資産合計額、軽減対象外資産合計額並びに軽減対象資産合計額にその8パーセントに相当する金額を加えた金額及び軽減対象外資産合計額にその10パーセントに相当する金額を加えた金額並びにこれらの合計額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。以下同じ。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただ

2 (略)

(委託手数料)

第62条 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者がその委託者から収受する委託手数料は、卸売をした物品の卸売金額に料率（以下「委託手数料の率」という。）を乗じて得た額とする。

2～6 (略)

(買受代金の即時支払義務)

第65条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額とその8パーセントに相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2～4 (略)

別表第5（第74条関係）

種別		金額
(略)		
卸売業者売場使用料	卸売場	1m ² 1月につき <u>194円</u>
	低温卸売場A	1m ² 1月につき <u>880円</u>
	低温卸売場B	1m ² 1月につき <u>1,096円</u>

し、売買仕切書又は売買仕切金の送付の期日について委託者との特約がある場合の期日については、この限りでない。

2 (略)

(委託手数料)

第62条 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者がその委託者から収受する委託手数料は、卸売をした物品の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の合計額をいう。）に料率（以下「委託手数料の率」という。）を乗じて得た額にその10パーセントに相当する額を加えた額とする。

2～6 (略)

(買受代金の即時支払義務)

第65条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額とその8パーセント（軽減対象外資産にあっては、10パーセント）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2～4 (略)

別表第5（第74条関係）

種別		金額
(略)		
卸売業者売場使用料	卸売場	1m ² 1月につき <u>196円</u>
	低温卸売場A	1m ² 1月につき <u>895円</u>
	低温卸売場B	1m ² 1月につき <u>1,115円</u>

仲卸業者売場使用料		1m ² 1月につき	<u>1,296円</u>
買荷保管・積込所使用料	水産第1積込所	1m ² 1月につき	<u>583円</u>
	水産第2積込所	1m ² 1月につき	<u>993円</u>
	青果買荷積込所	1m ² 1月につき	<u>652円</u>
業者事務所使用料	第1種事務室	1m ² 1月につき	<u>1,080円</u>
	第2種事務室	1m ² 1月につき	<u>1,512円</u>
	福利厚生施設	1m ² 1月につき	<u>756円</u>
倉庫使用料		1m ² 1月につき	<u>648円</u>
冷蔵庫使用料	冷蔵庫A	1月につき	<u>736,868円</u>
	冷蔵庫B	1月につき	<u>365,451円</u>
	冷蔵庫C	1月につき	<u>365,451円</u>
	冷蔵庫D	1月につき	<u>365,451円</u>
	冷蔵庫E	1月につき	<u>365,451円</u>
	冷蔵庫F	1月につき	<u>1,099,337円</u>
	冷蔵庫G	1月につき	<u>1,099,337円</u>
超低温冷蔵庫使用料	超低温冷蔵庫A	1月につき	<u>429,018円</u>
	超低温冷蔵庫B	1月につき	<u>429,018円</u>
低温倉庫使用料		1m ² 1月につき	<u>1,601円</u>
果実低温倉庫・熟成施設使用料		1m ² 1月につき	<u>1,299円</u>
関連事業者施設使用料		1m ² 1月につき	<u>1,512円</u>
廃棄物処理施設使用料		1m ² 1月につき	<u>1,090円</u>
加工処理施設使用料	水産第1加工処理施設	1m ² 1月につき	<u>648円</u>
	水産第2加工処理施設	1m ² 1月につき	<u>1,080円</u>
	青果加工処理施設	1m ² 1月につき	<u>648円</u>
配送施設使用料		1m ² 1月につき	<u>734円</u>
金融施設使用料		1m ² 1月につき	<u>972円</u>
管理棟事務室使用料		1m ² 1月につき	<u>1,080円</u>
会議室	大会議室	1時間につき	<u>1,080円</u>
	小会議室	1時間につき	<u>324円</u>
土地使用料	政令第8条に該当する場合	1m ² 1月につき	<u>108円</u>

仲卸業者売場使用料		1m ² 1月につき	<u>1,320円</u>
買荷保管・積込所使用料	水産第1積込所	1m ² 1月につき	<u>592円</u>
	水産第2積込所	1m ² 1月につき	<u>1,012円</u>
	青果買荷積込所	1m ² 1月につき	<u>663円</u>
業者事務所使用料	第1種事務室	1m ² 1月につき	<u>1,100円</u>
	第2種事務室	1m ² 1月につき	<u>1,540円</u>
	福利厚生施設	1m ² 1月につき	<u>770円</u>
倉庫使用料		1m ² 1月につき	<u>660円</u>
冷蔵庫使用料	冷蔵庫A	1月につき	<u>750,514円</u>
	冷蔵庫B	1月につき	<u>372,219円</u>
	冷蔵庫C	1月につき	<u>372,219円</u>
	冷蔵庫D	1月につき	<u>372,219円</u>
	冷蔵庫E	1月につき	<u>372,219円</u>
	冷蔵庫F	1月につき	<u>1,119,695円</u>
	冷蔵庫G	1月につき	<u>1,119,695円</u>
超低温冷蔵庫使用料	超低温冷蔵庫A	1月につき	<u>436,961円</u>
	超低温冷蔵庫B	1月につき	<u>436,961円</u>
低温倉庫使用料		1m ² 1月につき	<u>1,631円</u>
果実低温倉庫・熟成施設使用料		1m ² 1月につき	<u>1,323円</u>
関連事業者施設使用料		1m ² 1月につき	<u>1,540円</u>
廃棄物処理施設使用料		1m ² 1月につき	<u>1,110円</u>
加工処理施設使用料	水産第1加工処理施設	1m ² 1月につき	<u>660円</u>
	水産第2加工処理施設	1m ² 1月につき	<u>1,100円</u>
	青果加工処理施設	1m ² 1月につき	<u>660円</u>
配送施設使用料		1m ² 1月につき	<u>746円</u>
金融施設使用料		1m ² 1月につき	<u>990円</u>
管理棟事務室使用料		1m ² 1月につき	<u>1,100円</u>
会議室	大会議室	1時間につき	<u>1,100円</u>
	小会議室	1時間につき	<u>330円</u>
土地使用料	政令第8条に該当する場合	1m ² 1月につき	<u>110円</u>

(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第53条、第58条、第61条、第62条及び第65条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる卸売について適用し、施行日前に行われた卸売については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第5の規定（会議室に係る部分を除く。）は、施行日以後の市場施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に会議室の使用の指定又は許可を受けている者（現に当該指定又は許可の申請をしている者及び現に当該指定又は許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 施行日から令和5年9月30日までの間における改正後の第53条第4項の規定の適用については、同項中「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」とする。